

別紙

諮問第1774号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇警察署長宛てであり、「警務課長」名義であり、題が『苦情申出に関する事実調査結果について』であり、かつ令和〇年〇月〇日付けである公文書が属するファイル（『ファイル』とは文書検索目録にいうファイルをいう）に属する公文書の一切」及び「苦情申出（〇〇警察署長宛てであり、『警務課長』名義であり、題が『苦情申出に関する事実調査結果について』であり、かつ令和〇年〇月〇日付けである公文書にかかるもの）に関する公文書の一切（ただし、宛先がある公文書であって、かつ『警視庁〇〇警察署、同署の（長、職、職員、組織）』のいずれかのみが宛先となっている公文書は除く）」の開示請求（以下、併せて「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和4年12月15日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件審査請求を受け、令和6年4月11日付けで処分変更を行っており、処分変更後の一部開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和6年8月2日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年12月24日に実施機関から理由説明書を收受し、同年12月25日（第236回第三部会）及び令和8年1月29日（第237回第三部会）の2回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう
に判断する。

ア 苦情処理について

実施機関における苦情の処理手続については、広聴事案の処理手続に関する規程（平成13年5月31日付東京都公安委員会規程第3号。以下「処理規程」という。）及び広聴事案の処理手続に関する規程の運用について（平成13年5月31日付通達甲（副監．総．広．聴1）第16号。以下「通達」といい、処理規程と併せて「処理規程等」という。）等により定められている。

東京都公安委員会宛てに文書による苦情（以下「公安委員会宛ての苦情」という。）の申出があった場合、処理規程等に基づき、東京都公安委員会室は、申出事項を確認した後、苦情申出の概要を苦情処理票（別記様式第4号）に記載し、苦情処理票の写し及び当該苦情申出書の写しを東京都公安委員会室から広報課長に送付し、同課長から当該苦情に係る事案について必要な調査及び措置を行う所属の長（以下「取扱所属長」という。）宛てに送付するものとされ、送付を受けた取扱所属長は、速やかに必要な調査及び措置を行い、その結果を広報課長に回答し、同課長から警視総監に報告する。そして、警視総監から当該結果について報告を受けた東京都公安委員会は、苦情処理結果通知書により苦情処理の結果を苦情申出者に通知することとされている。

また、広報課に直接、苦情の申出があった場合においても、公安委員会宛ての苦情に係る規定を準用又は適用することとされている。そして、広報課以外の本部所属等又は警察署に苦情の申出があった場合においても、本部所属等又は警察署で苦情を受理し、当該所属長は苦情処理票の写し等を広報課長に送付しなければならず、送付を受けた広報課長は、苦情処理票の写し等を取扱所属長に送付し、調査等の結果の回答及び警視総監への報告については、公安委員会宛ての苦情に係る規定を適用することとされている。

イ 本件一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求につき別表 1 に掲げる本件対象公文書を特定し、令和 4 年 12 月 15 日付けで一部開示決定を行ったが、本件審査請求を受け新たに開示すべき部分があると認め、令和 6 年 4 月 11 日、苦情処理一覧簿（B）の「「受理番号」欄の不開示とした部分」、「受理（収受）月日」欄及び「取扱所属又は主管係」欄、苦情処理票の「受理番号の不開示とした部分」及び「受理年月日」並びに苦情申出に関する事実調査結果についての「苦情受理年月日」、「受理番号の不開示とした部分」及び「取扱者の不開示とした部分（氏名及び年齢は除く。）」について、それぞれ開示するとの処分変更をした上で、別表 2 に掲げる本件不開示情報 1 及び 2 を不開示とする本件一部開示決定を行った。

したがって、審査会は本件一部開示決定においてなお不開示とした本件不開示情報 1 及び 2 の不開示妥当性について審議する。

ウ 本件不開示情報 1 の不開示妥当性について

本件不開示情報 1 は、非管理職の警察職員の氏名、印影及び年齢である。これらは特定の個人を識別することができる情報であり、条例 7 条 2 号本文に該当する。実施機関では、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の非管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしていないことから、氏名のほか印影及び年齢を含めて本件不開示情報 1 は同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件不開示情報 1 は、条例 7 条 2 号に該当し、同条 4 号該当性について判断するまでもなく、不開示が妥当である。

エ 本件不開示情報 2 の不開示妥当性について

本件不開示情報 2 は、苦情処理一覧簿（B）の「苦情申出者の氏名」及び「件名の不開示とした部分」、苦情処理票の「件名」、「申出者」、「苦情の概要」及び「処理結果」の各欄の不開示とした部分に記載されている情報、苦情申出に関する事実調査結果についての「申出者の住所、氏名等」、「申出概要（申出内容）」、「取扱状況」、「事実調査結果」及び「通知」の各欄の不開示とした部分に記載されている情報並びに苦情申出の文書に記載されている情報であり、実施機関は条例 7 条 2

号及び6号に該当するとして、不開示としている。

審査会が見分したところ、本件不開示情報2には、苦情申出者の住所、氏名等の個人情報とともに、苦情申出者の申出内容、取扱状況、事実調査結果等が記載されている。

審査会が検討するに、苦情申出者の住所、氏名等は、その記載自体で特定の個人を識別することができる情報であるので、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

苦情申出者の申出内容、取扱状況、事実調査結果等の不開示部分には、苦情申出者等の言動、行動等の状況が詳細に記載されており、これらの記載からは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれのある情報と認められるので、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、苦情申出制度において、苦情の申出を正確に把握し、適正に処理するには、苦情申出者との相互の信頼関係が存在することが重要である。実施機関への苦情の申出内容という通常、他人には知られたいと望むような内容までも公にしまうと、苦情申出者との信頼関係を損なうとともに、今後、苦情を申し出ようとする者が、自己の行動及び具体的な主張などが開示されることを懸念して、苦情の申出を躊躇するなど、苦情の実態及び正確な事実関係の把握等が困難となり、実施機関における苦情処理事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため、苦情申出者の申出内容、取扱状況、事実調査結果等の不開示部分に記録されている情報は、条例7条6号に該当する。

したがって、本件不開示情報2は、条例7条2号及び6号に該当し、不開示が妥当である。

審査請求人は審査請求書において、その他、カラーとみられる部分がカラーでなく開示がなされたなどと種々の主張をしているが、いずれも違法又は不当と認めるべき点はなく、審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ

別表1 本件対象公文書

1 苦情処理一覧簿 (B) (令和〇年、〇〇警察署のもの)
2 苦情処理票
(1) 令和〇年〇月〇日受理、受理番号 〇〇-〇号 (「苦情申出にかかる事実調査結果について」を含む。)
(2) 令和〇年〇月〇日受理、受理番号 〇〇-〇号 (「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。)
(3) 令和〇年〇月〇日受理、受理番号 公安委員会室-〇号
ア 下段決裁欄の署長 (課長) の印影が〇〇のもの (苦情申出の文書を含む。)
イ 下段決裁欄の署長 (課長) の印影が〇〇のもの (「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。)
(4) 令和〇年〇月〇日受理、受理番号 公安委員会室-〇号
ア 下段決裁欄の署長 (課長) の印影が〇〇のもの (苦情申出の文書を含む。)
イ 下段決裁欄の署長 (課長) の印影が〇〇のもの (「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。)
(5) 令和〇年〇月〇日受理、受理番号 広報課第〇号
ア 下段決裁欄の署長 (課長) の印影が〇〇のもの
イ 下段決裁欄の署長 (課長) の印影が〇〇のもの (「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。)
3 苦情処理一覧簿 (B) (令和〇年、広報課のもの)
4 苦情処理票 (広報課保有、令和〇年〇月〇日受理、受理番号 公安委員会室-〇号)
(1) 下段決裁欄の署長 (課長) の印影が〇〇のもの (苦情申出の文書を含む。)
(2) 左上欄外の決裁欄の課長の印影が〇〇のもの
5 苦情処理一覧簿 (B) (令和〇年、〇〇警察署のもの)

6	苦情処理票（〇〇警察署保有、令和〇年〇月〇日受理、受理番号 公安委員会室 —〇号）
	<ul style="list-style-type: none"> （1）左上欄外の決裁欄の署長の印影が〇〇のもの（苦情申出の文書を含む。） （2）下段決裁欄の署長（課長）の印影が〇〇のもの

別表2 本件不開示情報

1	<p>非管理職の警察職員の氏名、印影及び年齢 (条例7条2号、4号)</p>
2	<p>○苦情処理一覧簿（B）の「苦情申出者の氏名」及び「件名の不開示とした部分」に記録されている情報</p> <p>○苦情処理票の「件名」、「申出者」、「苦情の概要」及び「処理結果」の各欄の不開示とした部分に記録されている情報</p> <p>○苦情申出に関する事実調査結果についての「申出者の住所、氏名等」、「申出概要（申出内容）」、「取扱状況」、「事実調査結果」及び「通知」の各欄の不開示とした部分に記録されている情報</p> <p>○苦情申出の文書に記録されている情報 (条例7条2号、6号)</p>